

## 国民健康保険の適正利用を お願いします

◆医療機関等を受診する際は、  
保険証を正しく提示しましょう

医療機関等は医療費の請求先を保険証等で確認していただきます。保険証の確認は通常、月に一度しか求められません。が、月の途中で社会保険に変わった場合、必ず新しい保険証を提示してください。

◆保険証は資格喪失日(社会保険加入の場合は加入日、市外への転出の場合は転出日)以降は無効となり、使用できません

社会保険の加入日や転出日以降に国民健康保険を使用し受診した場合、市が医療機関等へ支払った医療費を返還していただくことがあります。

◆国民健康保険離脱の届出は速やかに

令和6年度から8年度を期間とする「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)」について、市民の皆さんの意見を計画策定の参考とするため、パブリックコメントを実施します。

◆国民健康保険加入後の対応は、加入した社会保険へ問い合わせください。

社会保険に加入した場合でも、国保を離脱する手続きは自動的に進められません。14日以内に市民課または白里出張所に届出の上、保険証を返却してください。

◆必要な物  
・国民健康保険証  
・加入した健康保険の保険証

◆マイナンバーカードが健康保険証として利用できます  
医療機関・薬局等で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになり、利用には申し込みが必要ですが、詳細は「マイナンバー総合フリーダイヤル」(0120(95)0178)に問い合わせください。

◆国民健康保険証  
・本人確認書類  
・手続きできる方(本人もしくは同一世帯の方(別世帯の方は委任状が必要です))

◆市民課国保班  
0475(70)0334

## 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)への意見を募集

令和6年度から8年度を期間とする「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)」について、市民の皆さんの意見を計画策定の参考とするため、パブリックコメントを実施します。

◆意見の提出方法  
紙に必要事項を記入し、持参、郵送、ファクス、メールのいずれかで提出。  
詳細は、閲覧場所に備え付けのパンフレットを閲覧してください。

◆意見受付期間  
12月11日(月)～11月10日(水)

◆閲覧場所  
市ホームページ、高齢者支援課、本庁舎受付、政情報コーナー、白里出張所、

## ねんきんナビ 国民年金保険料は口座振替・クレジットカード納付が便利でお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替・クレジットカード納付が利用できます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することで月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納・1年前納・2年前納」があります。口座振替を希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、希望する金融機関、市役所または年金事務所へお申し出ください。

クレジットカード納付は、当月分保険料を当月末にクレジットカード会社が立替納付します。「6か月前納・1年前納・2年前納」は現金納付と同じ割引額となり、納め忘れが無いので便利です。クレジットカード納付を希望の方は、年金手帳、クレジットカードを持参の上、市役所または年金事務所へお申し出ください。

※カード名義人が本人・配偶者以外の場合は、カード名義人の同意書の提出が必要となります。

申・圃 千葉年金事務所 ☎043(242)6320

## 12月4日～10日は人権週間です

国連は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するよう呼びかけています。

法務省および全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴え、ともに人権尊重思想の普及高揚に努め、

いざというかと感じていることや子どものいじめ問題などの悩み事がありましたら、次の連絡先まで遠慮なくご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

### ◆法務局人権相談

◆全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)  
☎0570(003)110

◆女性の人権ホットライン  
☎0570(070)810

◆子どもの人権110番  
☎0120(007)110

◆受付時間  
平日8時30分～17時15分

◆千葉地方法務局人権擁護課  
☎043(302)1319



## 介護保険制度による 障害者控除認定書の発行

確定申告等で、障害者手帳をお持ちでない方でも、手帳保持者に準じた所得税・住民税の障害者控除が受けられる場合があります。

市では、介護保険の認定を受けている方で一定の要件を満たした方に対し、申請により「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

## 後期高齢者医療制度、 国民健康保険の葬祭費

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者が亡くなった場合、市民課で手続きを行うことで、葬儀を行った喪主の方へ葬祭費として5万円が支給されます。

▼手続きに必要なもの  
・亡くなった方の被保険者証  
・喪主の方が確認できる書類(会葬礼状または葬儀の領収書等)  
・喪主名義の通帳



申・圃 市民課高齢者医療年金班  
☎0475(70)0336

## コスモス通信

◆第24回山武郡市ミニバスケットボール秋季大会(オータムカップ) 男子優勝  
みずほシューティングスターズ  
※県大会に出場。  
第3位 大網ロケッツ



圃 大網白里アリーナ  
☎0475(72)5708

## 地域包括支援センターだより

### ～介護保険サービスについて～

病気や高齢による体力の低下などの理由で、介護が必要となり、介護サービスを利用する場合は、申請が必要です。介護保険のサービスは、満40歳から申請できますが、64歳までは、特定疾病と診断された方のみが対象となります。介護申請し、要支援または要介護の認定を受けた方は、介護サービスが利用できます。

#### ◆ご自宅で介護保険のサービスを使いたい時

訪問・通所介護サービス、通所リハビリや福祉用具貸与・購入等、いくつかのサービスを組み合わせて使うことができます。利用する場合には、ケアマネジャーに相談しましょう。

#### ◆介護保険の施設に入所を希望する時

特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームなどの介護保険施設は、介護度により入所できる施設が異なり、認定が出てから入所の申し込みとなります。

介護保険は申請をしてから認定結果が出るまでに2か月程度の期間を要します。今後介護が必要になる場合や、介護サービスを利用したい場合は、早めに地域包括支援センターにご相談ください。

圃 地域包括支援センター ☎0475(70)0439  
在宅介護支援センターおおあみ緑の里 ☎0475(73)5146  
在宅介護支援センター杜の街 ☎0475(70)1666

## 安全安心コーナー

東金警察署管内 安全・安心キャラクター「とがめくん」

### 「年末年始特別警戒取締り」を実施します

千葉県警察では12月10日(日)から翌年1月3日(水)までの間、「年末年始特別警戒取締り」を実施します。千葉県警察では、パトロールや交通取締りなどを強化しますが、帰省や初詣などで家を空けがちになることから、皆さんも犯罪の被害に遭わないよう注意して、楽しい年末年始を過ごしましょう。

#### ◆侵入窃盗(空き巣・忍込み)に注意しましょう

◆主な特徴  
・千葉県は侵入窃盗の多い県です。  
・主な侵入口は、「出入口」や「窓」です。  
・侵入方法は、「窓ガラスを割り解錠する」ほか、「無施錠箇所」が多いです。

【対策】  
・在宅時、不在時を問わず、出入口や窓は施錠しましょう。  
・窓は、防犯ガラスにしたり、防犯フィルムを貼り付けたりしましょう。  
・防犯カメラや防犯アラーム、センサーライトなどを利用しましょう。  
・地域の協力で犯罪を無くしましょう。ご近所同士で、留守宅に訪問者があったら、声を掛けましょう。  
※防犯対策や防犯性能の高い建物部品については、千葉県警察のホームページをご覧ください。(安全な暮らし→地域の防犯→侵入窃盗に注意)

圃 東金警察署 ☎0475(54)0110(代)

### ●12月の移動交番車開設日予定

開設場所	開設予定日	開設時間
セブンイレブン 季美の森店	6日(水)	14時～15時
ケイヨーD2 大網永田店	20日(水)	14時～15時
主婦の店 大網店	13日(水)	10時～11時30分
農村環境改善センター いずみの里	22日(金)	14時～15時
みどりが丘 自治会館	4日(月)	10時～11時30分
ショッピングセンター アミリイ	18日(月)	10時～11時30分
大網白里市役所	7日(木)	14時～15時
大網病院	19日(火)	10時～11時30分
	22日(金)	10時～11時30分
	5日(火)	14時～15時
	19日(火)	14時～15時
	1日(金)	10時～11時30分
	5日(火)	10時～11時30分